

# 業務委託仕様書

## 1 業務名

海洋ごみ発生抑制啓発業務

## 2 業務の目的

五島市においては、国内外から繰り返し漂流・漂着する大量の海洋ごみによって良好な景観が損なわれ、また、生態系にも悪影響を与えている。

そこで、海洋ごみ問題への理解を深める市民向けのイベントを実施し、市民の海ごみ問題への意識高揚を図るとともに、ボランティア活動等への積極的な参画に寄与することを目的とする。

## 3 業務期間

契約締結日の翌日 から 令和9年3月31日まで

## 4 委託業務内容

- ① 海洋ごみについて市民の理解を深めるイベントを実施する。
- ② 会場は、五島市奈留町とする。
- ③ イベント内容については、市民の耳目を集め、参加を喚起する内容となるよう創意工夫すること。
- ④ 本事業において募集する参加者の人数については、50名程度とする。また、募集については五島市民を対象とする。
- ⑤ 事業の開催日数は、1日以上とする。
- ⑥ イベント会場の手配を行う。なお、会場は、五島市奈留町内における公民館等の公共施設又は民間施設を借用することとし、参加者全員を収容できる面積が確保できるものを選定すること。
- ⑦ イベント実施に伴い配布資料、事務用品等が必要な場合、これを準備すること。
- ⑧ 参加者の移動に貸切バス、船舶等が必要と認められる場合は、これを手配すること。
- ⑨ 日程が午前と午後にまたがる場合は、参加者の昼食を手配すること。
- ⑩ 事業の開催日が連続する2日以上となる場合は、宿泊が必要となる参加者の宿泊施設を手配すること。
- ⑪ 業務の成果を取りまとめた報告書の作成を行うこと。
- ⑫ 活動状況をまとめた映像資料（動画形式）の作成を行うこと。なお、映像資料は、広報のために使用、公表することがあるため、あらかじめ参加者の許諾を得ること。

- ⑬ ポスター、チラシ及び SNS 等を活用し、開催案内及び参加者の募集を行う。
- ⑭ イベントの参加者募集及び開催に際しては、ふるさとづくり寄附金活用事業であることを PR すること。(例：チラシ、ポスター、のぼり、横断幕等への記載)
- ⑮ その他業務にかかわる事務

## 5 留意事項

- ・ イベント内容に海岸清掃活動を含む場合、次の内容を順守すること。
- ① 清掃活動を行う海岸は、五島市奈留町内の砂浜又は砂利浜とすること。なお、一部に岩場が含まれる場合等、判断が難しい場合は、事前に現場確認を行ったうえで清掃活動の可否を判断するものとする。
- ② 回収用の袋は五島市で準備を行うが、その他履行に必要な物品等に係る費用は受託事業者が負担する。
- ③ 回収された海洋ごみについては、五島市が処分するものとする。なお、回収日は事業実施日以降となるため、市と協議の上、事前に仮置き場を設定すること。
- ④ 回収の際、市が指定する分類基準表に従って分別を行うよう指導を行うこと。  
※家庭ごみの分類とは異なるため、注意すること。

## 6 成果品

業務終了後、業務の成果をとりまとめ、次の書類等について成果品として提出すること。

- ① 業務報告書：2部
- ② 業務報告書の電子媒体（CDR等）：1部
- ③ 映像資料の電子媒体（CDR等）：1部

※動画ファイルは、広報のために使用、公表することがあるため、一般的な形式を使用すること。(例 mp4形式)